

(メール送付)
事務連絡
令和2年5月26日

指定放課後等デイサービス事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公 印 省 略)

学校の完全再開後の放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについて

令和2年5月8日付け当課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の段階的再開に関する放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについて」において、分散登校の期間中における放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いは、休業日の報酬を算定するとお知らせしておりましたが、5月25日からの学校の完全再開に伴い、放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについては、通常通り授業終了後の報酬を算定することとなりますので、お知らせします。

(参考) 愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >

指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係 菊地
TEL : 089-912-2424
FAX : 089-931-8187